

# 転校の流れ

## 他市から豊橋市へ (転入)

※豊橋市へ引っ越し後転入  
の手続き

## 豊橋市内間で (転校)

※引っ越し後手続き

## 豊橋市から他市へ (転出)

※引っ越し予定日の2週間前  
から転出の手続きができる

豊橋市役所1F市民課、または各窓口センターで住民票の異動手続きをする  
※同時に、転出入手続きもできる(外国籍の方は学校教育課で転出入手続きを行う)  
【交付される書類】 ①転入学指定通知書

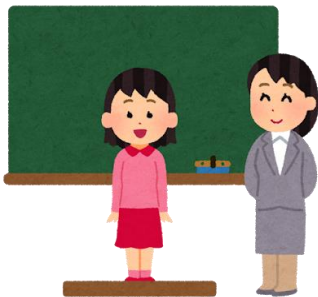


指定された校区の学校へ  
手続きに行く

<持参書類>  
①転入学指定通知書

④在学証明書  
⑤転学児童生徒教科用  
図書給与証明書

※上記の④と⑤は、  
前学校より交付される



現在在籍している学校へ  
手続きに行く

<持参書類>  
①転入学指定通知書

【交付される書類】  
④在学証明書  
⑥給食申込書  
⑦スポーツ振興センター  
加入同意書

※上記の⑥と⑦は、前学校  
に提出済のものを新学校  
でも引継ぐため送付する

新しい学校へ手続きに行く

<持参書類>  
①転入学指定通知書  
④在学証明書  
⑥給食申込書  
⑦スポーツ振興センター  
加入同意書

現在在籍している学校へ  
手続きに行く

<持参書類>  
①転入学指定通知書

【交付される書類】  
④在学証明書  
⑤転学児童生徒教科用  
図書給与証明書

転出先市役所へ転入の手続き  
に行く  
※具体的な手続き方法につ  
いては、転出先市町村の指示  
に従う

新しい学校へ手続きに行く

<持参書類>  
④在学証明書  
⑤転学児童生徒教科用図書  
給与証明書